

「まち・ひと・しごと創生寄附金活用型地域活性化支援事業」

事業者提案公募要項

1 はじめに

登別市（以下「本市」という。）では、まち・ひと・しごと創生寄附（以下「企業版ふるさと納税」という。）を財源とし、市内の地域活性化を目的とした事業を実施する事業者等を補助することにより、事業者等の主体的な地域活性化に資する活動を支援し、活力あるまちづくりの推進に寄与するため、予算の範囲内においてまち・ひと・しごと創生寄附金活用型地域活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、支援を行います。

つきましては、この「まち・ひと・しごと創生寄附金活用型地域活性化支援事業（以下「本事業」という。）」への参画を希望する事業者を募集します。

2 募集事業の概要

(1) 募集する事業

本事業では、地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）に記載されている以下の事業に資する事業を広く募集します。

- ①子どもを生き育てやすいまちづくり事業
- ②安心して暮らし続けることができるまちづくり事業
- ③各産業が元気に展開されるまちづくり事業
- ④観光地としての魅力を高め選択されるまちづくり事業
- ⑤若者を応援する魅力あるまちづくり事業
- ⑥小さいながらも住みやすいまちづくり事業

(2) 各種制限

①事業実施の制限

事業者等からの企画提案の際、補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、事業の実施に最低限必要な額（以下「最低必要金額」という。）を設定し、企業版ふるさと納税の額が最低必要金額を上回った場合は必ず事業を実施するものとします。なお、最低必要金額については、補助対象経費を基に算出するものとします。

②募集事業の事業費下限額

募集事業の事業費の下限額は50万円とします。

③最低必要金額の下限額

企業版ふるさと納税における1回あたりの寄附下限額は10万円であることから、最低必要金額についても下限額は10万円とします。

④経済的な利益供与の禁止に伴う制限

企業版ふるさと納税を財源に実施する事業については、寄附者への経済的な利益を供与することを禁止していることから、補助対象者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。)からの寄附金を受け付けることはできません。

⑤契約等の制限

補助対象者が事業を実施するにあたり、契約締結等を要する費用については、調達先が限定される場合等を除き、原則一般の競争入札・見積合わせが必要となります。

※困難な場合は、随意契約によることも可能。

企画提案については、独創性や新規性、市益性という観点等で審査を行い採択する事業(以下「採択事業」という。)を決定します。その後、提案事業に関して企業版ふるさと納税を募り、その集まった寄附額に応じて補助金を交付します。

3 企業版ふるさと納税の募集

採択事業について、市公式ウェブサイトへの掲載等を通じて、企業版ふるさと納税の募集(以下「寄附募集」という。)を行います。

寄附募集に応じた者(以下「寄附者」という。)は、企業版ふるさと納税をする際に充当先として、採択事業のいずれかを指定するものとします。

ただし、次に掲げる事由が生じたときは、寄附者が指定した採択事業以外の事業に充当されることを承諾した上で、企業版ふるさと納税をするものとします。

- (1) 本公募要項に基づき採択された者(以下「採択者」という。)が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。
- (2) 企業版ふるさと納税の額が最低必要金額に達しなかったとき、または採択事業の完了後に当該採択事業に係る補助対象経費が確定した結果、当該企業版ふるさと納税の額が当該採択事業に要した補助金の額を上回ったとき。
- (3) 補助金の予算に係る議案が市議会で議決されなかったとき。
- (4) その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

なお、(1)から(4)の事由が生じた場合において、寄附者は、当該企業版ふるさと納税の返還を求めることができないものとします。

4 応募資格

企画提案の募集に際し、応募資格のある者は以下とします。

- (1) 日本国内に事業所等を有する法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)のうち、自らが事業の実施主体である者
 - (2) 市内において地域活性化を目的とした事業を行っている又は行う予定である者
- なお、以下のいずれかに該当する者は除きます。

- ◆補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体でない者
- ◆自らの責において事業に取り組む意志がないと市長が認める者
- ◆公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
- ◆国税又は地方税の滞納がある者
- ◆登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定される者
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者。ただし、スナック、バー等の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく飲食店営業の許可を受けて事業を営む者を除く。
- ◆インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者
- ◆政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行う者
- ◆宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行う者
- ◆地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる一般競争入札の参加者の資格を持たない者
- ◆会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き又は再生手続きをしている者
- ◆この公募要項の配布時から審査結果の通知までに、市から入札参加資格停止等の措置を受けている者
- ◆上記に掲げる者のほか、本企画提案に応募することが不相当であると市長が認める者

5 補助内容

(1) 補助金額

補助対象経費に対して最大で10分の10の補助金を交付します。ただし、以下①②の合計額を上限とします。

①市がまち・ひと・しごと創生寄附を募集するために委託した事業者を通して寄附の申出を受理した場合、受領した寄附金額から委託料を差し引いた金額の10分の10に相当する額

②①によらない方法で寄附の申出を受理した場合、受領した寄附金の10分の10に相当する額

(2) 実施可否

企業版ふるさと納税の額が最低必要金額に達したときに補助金を交付します。

(3) 他補助金との併用

当該事業に対して本補助金以外の補助金を受けている、又は受けようとしている場合に関しては、本補助金は他の補助金との併用は認めますが、他の補助金の規定により併用

が認められない場合はこの限りではありません。

なお、補助対象経費を超える補助金の交付は行わず、当該事態がある場合には補助金交付決定の取り消し、交付額の減額、返還請求を行います。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は事業の実施にあたり必要なもので、別表に記載のものとしします。

※事業の実施により収入が生じる場合においては、補助金額と収入の合計額が、事業の実施に要した費用の総額を上回るときは、その上回る額を補助金の額から減額するものとしします。また、事業について、国、地方公共団体等から補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合においては、当該金額に相当する額を補助金から減額するものとしします。

《例示》

■補助対象経費が100万円、最低必要金額が50万円の場合■

①募集期間における企業版ふるさと納税の額が50万円未満

→補助金は交付しない

②募集期間における企業版ふるさと納税の額が50万円以上、100万円以下

→上記相当分の補助金を交付する

③募集期間における企業版ふるさと納税の額が100万円以上

→100万円の補助金を交付、上回った分は他事業に充当

※補助金額が補助対象経費を超えることはない。

6 企業版ふるさと納税の募集期間等

(1) 募集期間

最大で当該年度の3月末までとしします。

(2) 目標金額

補助対象経費の100%としします。

7 応募方法等

(1) スケジュール

募集期限	令和8年5月29日（金）午後5時30分まで ※上記期限以降は随時受付としします。
選定審査会	令和8年6月上旬ごろ開催 ※随時受付の場合は提出後2週間以内に開催しします。
審査結果通知	審査会終了後1週間ほどで審査結果を通知
寄附募集開始	令和8年7月上旬 ※随時受付の場合は随時寄附募集を行います。
補助申請	①寄附募集において、最低必要金額以上の寄附を受領した後

	②寄附募集終了後 ※当初予算の額を超えた場合は、市議会で補正予算が可決された後となります。
事業開始	補助金の交付決定後 ※ただし、補助金の交付決定前であっても、事前着手の届出をもって、事業を開始することができます。
補助金交付	事業の完了後 ※事業の性質上、終了前に交付することが適切と認められる場合には、一括又は分割して事前に交付することができます。

(2) 補助金の事業完了年度

- ①補助金の交付決定日の属する会計年度の末日となることを原則とします。
ただし、補助申請自体は予算化の関係上、翌年度となることもありえます。
- ②事業実施年度が翌年度となる場合は、一度基金に積み立て、補助金を交付することも可能とします。
- ③複数年度に跨がる事業となる場合、補助申請を年度毎に分けたうえで、毎年度補助申請の手続きが必要となる場合があります。

(3) 提出方法

郵送、持参、電子メールまたは市が指定する電子フォームによる。

(4) 提出書類

①企画提案応募書【様式1】	1部
②企画提案書【様式1別紙】	1部
※補足資料があれば必要に応じて提出	
③収支計画書（補助対象経費の概算見積書）【様式2】	1部
※場合によっては費用の根拠資料を提出すること。 なお、採択後の補助申請時にはすべての根拠資料を提出すること。	
④提案事業者の過去の事業実績【様式自由】	1部
※無ければ不要です。	
⑤以下、法人等の区分に応じて提出	
(法人の場合)	
I 直近3期分の決算書	1部
II 直近の法人税の申告書	1部
(個人の場合)	
I 直近3期分の確定申告書	1部
(団体の場合)	
I 団体概要書	1部
II 団体の定款、規約、会則等のコピー	1部
III 団体の役員名簿及び会員名簿等	1部

※氏名、住所、肩書を記載したもの
IV直近の事業報告書・収支決算書等 1部
※前年度実績等がない場合は、不要です。

(5) 提出先

〒059-8701

北海道登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部総務グループ ふるさと納税担当

TEL : 0143-85-1130

Mail : furusato@city.noboribetsu.lg.jp



市公式ウェブサイト

QRコード

(6) 留意事項

企画提案書及び収支計画書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の項目を遵守し作成してください。

- ①企画提案書の提出は、当該事業に対して1件までとします。
- ②日本工業規格A4用紙を使用又は同様の規格のデータとしてください。
- ③使用言語は、日本語とし、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ④企画提案内容について、補足説明等を求めることがあります。
- ⑤様式1から様式2までありますが、その内容を網羅するものであれば任意様式でも構いません。ただし、合わせて20ページ以内となるように作成してください。
- ⑥記入漏れ、誤記、表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認ください。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針

応募書類の審査は、選定審査会が行います。審査にあたっては、審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、採択事業者を決定します。

ただし、新たに施設を整備する必要がある場合に、その立地が全くの未確定等の理由により、事業実施の実現性に担保がとれないと判断した場合や審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法について

下記の審査基準に基づき、選定審査会において書面審査を実施し、基準点を超えた応募者が採択事業者に選定されます。ただし、提案件数が一定数を超えた場合は、事務局にて書類選考による応募者の絞り込み（1次審査）を行い、その後、選定審査会による書面審査（2次審査）を実施します。

なお、審査で不採択となった事業について、次回以降の同様の公募の際に応募すること

は可能とします。

- (3) 審査項目及び審査基準について
審査項目は以下のとおりとします。

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・提案内容を履行できる実施体制となっているか ・提案者において自走できるか	20点
提案内容について	・独創性や新規性、優位性、実現性はあるか ・地域活性化に繋がる可能性はあるか ・特定の人の利益ではなく、多くの市民の利益又は地域全体の利益に寄与する可能性はあるか ・市民に求められている内容であるか	50点
資金、収支計画について	・資金計画に計画性があるか	10点
企業版ふるさと納税の適合性について	・多くの方（市内外）の共感を得られる内容であるか ・資金調達に向けた活動に対する意欲はあるか	20点
		合計 100点

※採点者全員が60点以上、かつ平均点が65点以上で採択事業者とします。

9 審査結果

審査結果については、応募した全ての応募者へ文書にて通知します。
なお、審査結果に関する質問や異議は一切受け付けません。

10 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出期限が過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 本要項に記載する事項に違反した場合
- (7) その他提案者として適当でないと市長が認める場合

11 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

12 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等はいかなる場合でも返却しません。

採択された場合、事業の概要は市の公式ウェブサイト等で公表をする場合があります。

13 その他

- (1) 採択された企画提案内容に関して、審査選定後に市と詳細について協議する場を設ける場合があります。なお、その協議の結果、寄附募集の実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- (2) 補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。
- (3) 補助対象事業の完了予定日までに事業の履行が見込めない場合等において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。
- (4) 今後同様の募集をする際、要項の内容に変更の可能性がありますのでご注意ください。
- (5) 本要項に記載のない事項、その他不明点等がある場合には下記まで連絡ください。

14 連絡先

〒059-8701

北海道登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部総務グループ ふるさと納税担当

TEL : 0143-85-1130

Mail : furusato@city.noboribetsu.lg.jp

別表 補助対象経費

経費区分	内 容
報償費	外部から招へいする講師・専門家等に対する謝礼 ※講師謝礼としての図書券、商品券等の金券、菓子折り等は対象外です。
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等 (事業の実施、報告書等の作成、評価・検証等に従事する者の人件費を含みます。) ※ただし、人件費の積算は北海道における最低賃金を基本とします。
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費(郵送費、交通費) ※外部から招へいする講師・専門家の交通費は謝礼に含めます。
手数料	振込手数料、クリーニング代、ゴミ処理手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	事業実施に必要な経費のうち、応募者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせる(外注する)ために必要な経費 ※ただし、業務の全部又は主要部分の実施を他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。
賃借料	打ち合わせや補助事業実施のために必要な会場使用料、OA機器等資機材のレンタル料、土地、施設等の借上料
設備費	事業実施のために必要な会場の舞台装置や設備等の設営費、内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
販売促進費	事業に関する販路開拓や顧客獲得を目的とした広報活動のうち、広告掲載、パンフレット等の作成、ホームページ作成、試供品・見本品作成等に関する経費。製作物については、製作に関するデザイン料、購入を行う際の配送料や投函等に関する配送委託費を含みます。
その他	市長が特に必要と認める経費

【以下の経費は対象外】

- ・事業の実施に必要な人件費以外の法人等の運営に係る人件費
- ・日常の法人等運営や活動に要する消耗品費、備品費、事務所の賃借料、光熱水費等
- ・公租公課、消費税及び地方税、官公署に支払う手数料等、飲食費、交際費
- ・領収書が無い等により支出の根拠が確認できない経費
- ・その他市長が不適切と認める経費